(六)　育児休業給付資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとした。（第一〇三条の二第六項関係）

2　繰替使用の改正

雇用勘定においては、同勘定の積立金、育児休業給付資金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができるものとした。（第一〇七条第四項関係）

七　施行期日等

1　検討

(一)　政府は、三の2の施行後五年を目途として、三の2について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一一条第一項関係）

(二)　政府は、一の3の施行後五年を目途として、一の3の(一)について、これに基づく適用の状況、これにより高年齢被保険者となった者に対するこの法律による改正後の雇用保険法に基づく給付の支給状況等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者に対する同法の適用等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一一条第二項関係）

2　施行期日

この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一)　一の4　令和二年八月一日

(二)　二の1から3まで及び四の1　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(三)　一の6、三、四の3及び五　令和三年四月一日

(四)　一の3　令和四年一月一日

(五)　一の5　令和七年四月一日

◇国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一五号）（財務省）

1　国際金融公社に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、五億六、一一八万八、〇〇〇合衆国ドルの範囲内において出資することができることとした。（国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律第一条関係）

2　国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四、〇〇五億二、二一五万円の範囲内において出資することができることとした。（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（外務省）

1　欧州局中・東欧課の所掌事務を改めることとした。（第五六条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一三六号）（総務省）

1　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第一一号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三七号）（国土交通省）

一　国土審議会令の一部改正関係

土地基本方針の案及び同方針の変更の案の作成に係る国土審議会の所掌事務は、土地政策分科会が処理することとした。（第二条第一項関係）

二　国土調査法施行令の一部改正関係

1　主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺地域の地籍図の縮尺について、一、〇〇〇分の一を追加することとした。（第二条第一項関係）

2　国土調査法（3及び4において「法」という。）第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画の記載事項について、調査地域の特性に応じた効率的な調査方法（3において「効率的調査方法」という。）の導入に関する方針を追加することとした。（第七条第一項関係）

3　法第六条の三第二項の規定による事業計画の記載事項について、導入する効率的調査方法の内容を追加することとした。（第八条関係）

4　国土調査を行う者が法第一九条第五項の規定による認証の申請を行う場合の申請書の記載事項及び当該申請書に添付すべき書類を定めることとした。（第一九条第一項及び第三項関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三八号）（厚生労働省）

一　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係

労働保険特別会計の雇用勘定において育児休業給付資金から補足する場合は、同勘定の毎会計年度の収納済みの育児休業給付費充当歳入額から支出済みの育児休業給付費充当歳出額、育児休業給付費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び育児休業給付に係る特別会計に関する法律第一〇五条に規定する超過額に相当する金額を控除して不足する場合とし、同資金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とするものとした。（第一条関係）

二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金等に要する費用の国等の負担について、令和二年度及び令和三年度においては、本来負担するべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。（第二条関係）

三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金等に要する費用の地方公共団体の負担について、令和二年度及び令和三年度においては、本来負担するべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。